

平成18年10月20日 発行

特集： 男女共同参画センターの講座から

平成19年4月1日から、 改正「男女雇用機会均等法」が施行されます

「男女雇用機会均等法」(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)が平成18年6月に改正され、平成19年4月から施行することになりました。現在は、差別的(あるいは不利益)な取扱いについての具体的な内容を定める「指針」や「省令」について議論されています。

主な改正点

(詳細は厚生労働省のホームページ <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kaiseidanjo/> を参照ください。)

(1)性別による差別禁止の範囲が拡大されました。

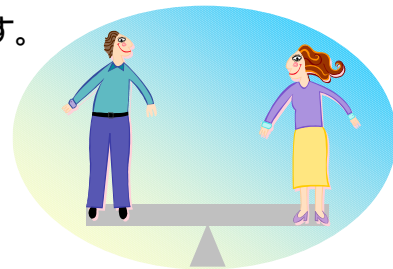
- ・ これまでは女性に対する差別が禁止されていましたが、改正後は男女双方に対する差別が禁止されます。
- ・ 外見上は性中立的な要件でも、省令で定める一定の要件については、業務遂行上の必要などの合理性がない場合には間接差別として禁止されます。

省令は今後定められますが、以下のような内容が想定されます。

募集・採用に当たり、一定の身長、体重又は体力を要件とすること

コース別雇用管理制度における総合職の募集・採用に当たり、全国転勤を要件とすること

昇進に当たり転勤経験を要件とすること



(2)妊娠中・出産後1年以内の解雇が無効となります。

これまでは妊娠・出産・産前産後休業の取得を理由とする解雇が「禁止」されていましたが、改正後は、妊娠中や出産後1年以内の解雇は、事業主が正当な解雇理由を証明できない限り、「無効」となります。

(3)セクシュアルハラスメント対策

これまでは女性に対するセクシュアルハラスメント対策への「配慮」が事業主の義務でしたが、改正後は対象に男性も含まれ、事業主にはセクシュアルハラスメント対策に必要な「措置」が義務付けられます。この規定は派遣先の事業主にも適用されます。

(「配慮」と「措置」の違い：「配慮」は「できるだけ努めなければならない」という意味ですが、「措置」は「必要な手続きを取る」という、より強い意味を持ちます。)

男女共同参画センターの講座から

八王子市男女共同参画センターでは、年間で100回以上の男女共同参画に関する講座を実施しています。ここでは、2つの講座のエッセンスを取り出して、皆さんにご紹介します。

1. 講座「自分に優しくする方法～人との関係に傷ついた女性へ」あなた(平成18年7～8月開催)

この講座では、人との関係での傷つきを安全な場所で「語る」・「聴く」ことによって自分に優しくする方法を、グループでの実践を通して学びました。自分に優しくすることとは、傷ついた時に感じた様々な感情を受容し、認めることです。自分に優しくすることで、ゆったりした気持ちで生活できるようになります。

心が傷ついた状態とは・・・

心が深く傷ついた状態をそのままにしてしまうと、その感情が心の中に溜まってしまい、やがてその感情が表に出てこないように心にフタをするようになります。心にフタをするには大きなエネルギーが必要です。



傷ついた感情を表現することとは・・・

感情を表現することは大切なことです。溜まった感情は、何度も繰り返し語ることで、次第に整理されていきます。「語る」ためには、安全な場とあなたを尊重して大切に聞いてくれる人の存在が必要です。

自分に優しくする3つのポイント

(1) 人との関係には癒し効果があります。

人との関係で傷ついたことは、人との関係の中で癒されていきます。

「人との関係」とは、自分と自分との関係であったり、自分を尊重してくれる人との関係を指します。

自分と自分の関係：イヤな気持ちなど、様々な感情を持っていいのです。

自分を責めず、自分にOKを出してあげましょう。

人との関係：自分が尊重される形で聴いてもらう、受け入れてもらうことです。

(2) 「ご自愛」上手になりましょう。

自分に対して、日頃から愛情を持って温かく接しているでしょうか？

ホッとすること、心地よいこと、ちょっとした息抜きも、ささやかな「ご自愛」です。ご自愛上手になるためには、自分が何を心地よいと感じるか、どんな環境・関係を欲しているかを敏感に感じる事が大切です。

一日一回、自分に「ご自愛」しましょう。

「ご自愛」することに罪悪感を持たないでください。

その時間を心から楽しみ、リラックスすることで効果がさらにアップします。



(3) 人の話を聴く時に大切なこと。

人に話を聴いてもらう時、相手のアドバイスや助言、励ましよりも、話を聴いてくれた相手の「姿勢」に癒されるものなのです。話を聴く時には、人の話を大事にする、尊重する、そして暖かく受け入れる姿勢をもって聴く事が大切です。

その人の存在を見守り、素敵だと思えるところを見付けながら話を聴くと、相手にも自分にも“いい効果”が現れることに気付いてみてください。



ほっとタイムサービスのご案内

クリエイティブホール内の公民館・生涯学習センターを利用し自主的な活動をされる方、生涯学習センター図書館を利用される方で、満1歳～6歳(未就学)のお子さんをお連れの方！ 学習をされている間、お子さんをお預かりします。ぜひご利用ください。(登録、予約が必要です)

八王子学園都市大学(いちょう塾)の一部講座については利用可能なものがあります。

毎週 水・金・土曜日 午前9時から12時
毎週 火・木曜日 午後1時から5時



詳細については、男女共同参画センターまでお問い合わせください。



女性の相談室



一人で悩まないで。困ったときは相談を。

- ・ プライバシーは守ります。
- ・ 相談はいつでも無料です。
- ・ 託児(1歳～未就学児)は予約制です。

専門相談 *予約が必要です。

夫婦・家族間の悩み事、生き方や人間関係の悩み、妊娠・出産・更年期などの女性特有の不安、女性の人権に関わる法律や裁判の相談に、専門の女性相談員が応じます。(祝日・年末年始を除く)

女性のための相談・カウンセリング

- ・ カウンセリング(心理カウンセラー)

水・土曜日：午前9時～正午

第2木・第4月曜日：午後5時～午後8時

- ・ 女性のための相談(専門相談員)

木曜日：午後1時～午後4時

女性のための保健相談(保健師)

第3金曜日：午前9時30分～11時30分

女性のための弁護士相談(弁護士)

毎月第4土曜日：午後2時～午後5時

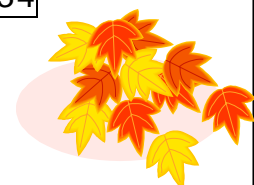
電話相談

女性の抱えるさまざまな悩みや問題について、男女共同参画センターの相談員がお話を伺います。

毎週月曜～土曜日：午前9時～午後7時
(年末年始を除く)

専門相談の予約及び電話相談はこちらへ

専用電話 042-648-2234



男女共同参画センター

〒192-0082

八王子市東町5-6 クリエイトホール8階

電話 042-648-2230
(相談専用) 042-648-2234
ファックス 042-644-3910

メール shiminkatsudo@city.hachioji.tokyo.jp

ホームページ

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/shiminkatudo/danjokyodo/index.html>

開館時間

月～土曜日 9:00～19:00

日曜日 9:00～17:00

休館日

年末年始(12月29日～1月3日)

毎月第1火曜日(館内点検日)



クリエイティブホールまでは・・・

JR八王子駅北口から徒歩4分・京王八王子駅西口から徒歩4分
無料駐車場はありませんので、車でお越しの方は八王子駅北口
地下駐車場(有料)などをご利用ください。

男女共同参画センターのホームページやメール
電話番号の情報を携帯電話で読み込むことが
できます。
(ホームページはモバイル版ではありません。)



編集・発行

八王子市男女共同参画センター